

指定管理者制度による民営化を進めるための基本的な市の考え方

1. ガイドラインに沿った運営（一部抜粋）

・対象児童

市内に在住する小学校1から6年生、および特別支援学校小学校・特別支援学級の1年生から6年生。

・開所日

開所日は毎週月曜日から土曜日まで。ただし、国民の祝日および12月29日から翌年1月3日までを除く。

・保育時間

下校時から午後5時45分まで。学校休業日は午前8時30分から午後5時45分

・入会決定

東村山市児童クラブ入会審査基準を踏まえ、市が決定し、保護者に通知する。

・指導員

正規職員・嘱託職員・臨時職員で構成する。なお、正規職員と嘱託職員を専任指導員とする。

・職員体制と配置

1施設について、児童おおむね40人以下を1つの支援単位とし、支援単位ごとに3人以上を配置する（国基準は2人以上）。

・おやつ・食事

季節ごとの野菜や果物などを取り入れるよう努める。

アレルギーについては、事前に保護者と協議・調整する。

学校給食がない期間の昼食については、昼食を持参する。

・保護者会との関係

市は、保護者会・父母会と連絡・協議を図り、保育内容の充実に努めること。

専任指導員は、保護者会・父母会の行事にできる限り参加すること。

・障がい児・異文化で育った児童への対応

障がいのある児童を受け入れるにあたっては、職員研修に努めるとともに、指導員を加配すること。

外国等の異文化で育った児童に対して、今まで育ってきた環境や経験を尊重し、無理なく生活ができるよう対応すること。

2. 児童クラブ使用料

公営と同額とする。ただし、事業者の自主事業実施により別途費用が発生する場合は、その分増額となる。

3. 事故の際の対応

当該児童の所属している児童クラブ職員が窓口となり対応する。通常事故等があった場合は、保険による保障を行っており、同様の扱いとする。

4. 第1野火止児童クラブとの連携

公・民同様の保育を実施するにあたり、常時第1野火止児童クラブの職員と連絡・調整を行うこととする。

5. 自主事業の実施

時間延長の対応など、事業者の自主事業の実施を求める。

6. 職員の任用

既存の児童クラブに勤務している職員（正規職員以外）のうち、希望する者については指定管理先において任用することを求める。

7. 指定管理先の経営状況

健全な業者を選定するため、業者選定の際に、必要な書類の提出を求める。

8. 指定期間終了後の引き継ぎ

次の事業者に円滑に引き継ぎを行うことを求める。

9. 児童クラブの選択

第1野火止児童クラブ（公営）と第2野火止児童クラブ（民営）の入会希望を保護者に取り、出来る限り希望を反映するものとする。